

# 新報

島根県教育庁  
隠岐教育事務所  
隠岐市隠岐町大字  
電話2-9772

## 子どもの権利条約

生徒指導の一回目の学校訪問が終わりました。これまでの学校訪問とは違い、マスクを外した子供たちや先生方の表情を見ることができました。お互いの表情を見ながらお話しすることで、これまで以上に先生方を身近に感じることができました。お忙しい中ありがとうございます。

先日出席した会（島根県進路保障推進協議会）の演習で『「どうして勉強しないといけないのですか」と子供に聞かれたら、どのように答えま

と同じ問いでした。今度は「どうしてそういう質問をしようと思っただのか聞かせて欲しい」と書きました。



いけないのですか」と聞いたのでした。この問いを聞いて、さきほどの回答を悪くないと満足していた自分が恥ずかしくなりました。私はいったい誰に対して何の言葉を考えていたのでしょうか。質問してきた目の前の子、そのことを忘れ、不特定多数の子供たちに向けた言葉、もしくは私自身が納得する言葉を考えていました。場面としては、目の前の子に語りかける場面であったのに。その子がその質問してきた理由を考えてみました。「勉強する意味がわからず意欲がわかない」「授業の学習スピードについていけず苦しい」「周囲からの勉強へのプレッシャーが大きく辛い」など。質問の背景に視点を向けるとその子に対する回答は変わってきます。そして演習最後の問いは『「どうして勉強しないといけないのですか」と子供に聞かれたらどのように答えますか』と始め

令和五年四月一日から『子ども基本法』が施行されました。この中で子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられました。『子ども家庭庁』ホームページには、子供たちにもわかりやすい『子ども基本法』についてというパンフレットが掲載されています。昨年、十二年ぶりに改訂版が出された生徒指導提要にも生徒指導の取組上の留意点として『児童生徒の権利の理解』という項目が新設されています。今後、生徒指導を実践するうえで子どもの権利を理解することが大切であると改めて感じています。

前述の演習では、理解しているようで、忘れてしまいがちな子どもの権利に関する原則の一つ『子どもの最善の利益（子どもにとって最も良いこと）』について考える良い機会となりました。

（文責 藤野）

## 「自分が受け入れられる集団」

六月三日、レインボーアリーナにおいて『第四十九回なかよし大運動会』が開催されました。隠岐養護学校の児童生徒と隠岐教育事務所管内の小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒（以下フレンドズ）が一堂に会しての運動会は、四年ぶりの開催になりました。開会式の隠岐養護学校生徒会長の挨拶に始まり、小・中・高等部の児童生徒たちが、日々の学習の成果を存分に発揮して活躍している姿を見て、観客からは、大きな拍手が送られました。また、フレンドズの仲間たちの活躍も光りました。

運動会や体育祭は、それぞれの小・中学校でも開催され、子供たちの活躍する場があります。しかしこのなかよし大運動会では、それぞ

りします。また徒競走では、どの子も全力で走る姿に応援する声も自然と力が入ります。何より、子供たちがありのままの自分を表現し、自然の姿で楽しんでいっていることが伝わってくるのです。この素敵な姿を生み出す力が、このなかよし大運動会にはあるのです。それはなぜなのでしょう。

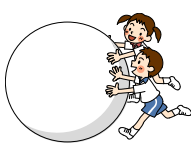
四月十四日に開催した管内の特別支援学級・通級指導教室新任担当者研修において、講師の元隠岐養護学校長野津保先生が次のようなお話をされました。

「～（前略）～【親密圏】の『セルフヘルプグループ』がある。『セルフヘルプグループ』とは、同じような生の困難を抱えている人々、否定的な経験に曝されやすい人々が苦境を打開するために形成する集団のこと。恐怖を抱かずに話すことができるといふ感情、無視されたくないだろという感情（中略）つまりは排斥されてはいないという感情が【親密圏】にはある。」

今年度は、管内の全ての小・中学校に特別支援学級が設置されました。学校によっては、在籍児童生徒が一名という学級もあります。学校行事をはじめ様々な活動がコロナ前の活動に戻りつつあります。近隣の特別支援学級同士の交流も見られるようになりました。また、隠岐教

研特別支援教育部会では、フレンドズ合同学習により子供たちの活動の場を保障しています。しかしまずは自分たちの生活圏が【親密圏】となることが大切です。

来年のなかよし大運動会は、五十回の記念大会を迎えます。子供たちの元気に活動する素敵な姿が見られることを楽しみにしています。



（文責 角脇）